

# 公 示 送 達 書

一宮市告示第 217 号

令和 8 年 4 月 22 日

地方税法第20条の2及び一宮市市税条例第18条の規定により、下記のとおり送達します。  
なお、この送達書類は本市納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。

一宮市長 中 野 正 康

送達を受け  
るべき者の  
住所・氏名

別表のとおり

送達する  
書類の名称

還付金の支払いのお知らせ

以下余白

〔注意〕

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに  
書類の送達があったものとみなされます。

別表

送達を受けるべき者の住所氏名		
住 所	氏 名	宛名番号
フィリピン	TITO PHILMAR BAIS AC	510117902
韓国	YUN DONGGYU	510140087
インドネシア	BONDAN SENOAJI PR AKOSA	510140892